

令和4年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和4年9月20日(火) 14:00～
開催場所	徳島市役所8階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、則包委員、谷口委員、臼井委員、尾野委員 徳島市及び 契約監理課長、上下水道総務課長、上下水道局工事検査監ほか関係各課・事務 上下水道局 局職員
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む) 3件 指名競争入札 5件 随意契約 2件 合計 10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇特になし	
審議1 <一般競争入札・総合評価方式> 田宮西ポンプ場5号雨水ポンプ設備工事 (河川水路課)	
◇「入札の結果及び経過」を見ると失格基準価格ぎりぎりです。ね。「2億2,627万円」と「2億570万円」の違いは。	◆入札は税抜き金額で実施しますので、「2億570万円」は税抜き金額になります。契約は税込み「2億2,627万円」になっています。
◇入札結果の「107.500」と「52.260」はどういう数字ですか。	◆総合評価方式において「107.500」は「基礎点+加算点」、「52.260」は最終的な評価値で、これが最も高い者が落札となります。
◇結構、失格基準価格ぎりぎりなので、品質を担保するには心配で、安くていいのですか。品質を保つためには予定価格があるだろうけれど、より安く見積もっているところが落札して、品質が大丈夫なのでしょう。	◆総合評価方式ではありますが、前提として一般競争入札による価格競争です。価格競争に一定の社会性、技術者の実績評価を加え、最終的に評価値が最も高いものを評価するのが総合評価方式になります。予定価格イコール設計金額でありまして、失格基準価格より低ければ、品質の確保、担保が見込めないとして、即失格としています。今回落札した業者は失格基準価格より上でかつ評価値が最も高く、4番目の業者は失格基準価格を下回っていますので、評価をする前に失格という扱いです。
◇契約保証金が免除になっているのはなぜですか。	◆契約保証金の納付には5種類ほどあります。現金、西日本建設業保証(株)の保証、損保会社の保証、履行ボンド、銀行保証であります。この場合、契約保証金に相当する額の履行ボンドを結んだということで、万が一の場合に契約保証金と同じような効力

<p>◇総合評価方式で、一番高い評価値の業者の入札価格が一番低いからではなく、一番高い場合もありますか。</p>	<p>を市は得られることとなりますので、記載上契約保証金は免除となります。保証会社の保証付きは現金で納めるのと同じ効力が得られたということです。</p> <p>◆金額的には1番、2番、3番の順番であっても、2番の業者の評価が一番高くなることもあり得ます。計算上は金額の部分が多くを占めておりますので、僅差であればひっくり返る場合もありますが、参加する業者も評価点を高くしようとはがんばっていますので、そんなに差がつくこともありませんが、ひっくり返ることも実際ありました。</p>
--	---

審議2 <一般競争入札> 北佐古・田宮・春日線自転車通行空間整備工事 (道路建設課)

◇特になし

審議3 <指名競争入札> 壱町地橋改良工事 (道路建設課)

<p>◇入札結果を見ると全部で9業者が応札するはずですが辞退がかなり目立っています。業者の手持ち工事がいっぱいいっぱい応札できない事情かもしれないが、これだけ辞退が多いと適正な入札が実施できないと推察できるので、もっと拡大して業者の網を広げるのはいかがですか。</p> <p>◇なぜ広げることが難しいのか理由がわからない。</p> <p>◇具体的な数字、定量的な説明がほしい。</p> <p>◇データで喋ってほしい。全部で28回入札がありました。そのうち26回は3者、5者以上でした。私だったら棒グラフで示します。そう見せられると納得するが、今は前提が崩れている。常にこういう仕事はデータを積み上げて考え、説明をしていくことでより良い事務体制を構築していくでしょう。そもそも入札監視委員会の監視の意味がよくわかっていないが確認したい。似たような言葉で監督、監査、検査、監視がある。監視はどのようなことをするのか。</p> <p>◇運用面で適切性を欠くもの、体制面で妥当性を欠くものに</p>	<p>◆おっしゃる通りで、先日の書面開催のときにもご指摘いただいた同じ地区で、この地区は勝占、多家良地区ということで市内の南の広大な地域です。元々業者数が少なく、工事場所もかなり散らばり、業者数をこれ以上増やすのは困難です。</p> <p>◆今9業者いますので、そこに他の地区をつけることはできなくはありませんが。この案件はたまたま2業者でしたが、他の案件では一定の応札があることもしない理由です。全てが1者ですと今後検討していく必要がありますが。</p> <p>◆今のところ手持ちは持っていない。データは拾っていません。</p> <p>◆入札監視委員会の設置要綱に基づきますと、「入札・契約手続等の運用状況等について」の報告を受けること、委員会が抽出したものに関し、参加資格、指名の理由及び経緯等の審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと、参加資格がない理由、非指名の理由、総合評価方式の落札決定結果に係る再苦情処理を行うことと規定されています。</p> <p>◆例えば何者になった場合に地区を広げるとかの規</p>
---	---

については、意見、勧告することは許される。今回の件はさておき、今後適正な入札が行われているのかどうか、データ面で十分なエビデンスがないまま先送りされている。

◇本当は、誰がいつまでにどうしますかと示してほしい。

◇明確な基準作りをお願いします。

◇一般論で伺いたい。辞退した業者が落札業者の下請又は孫請に入るのは制約ありますか。

◇阻害要因の一つになりかねない。それぞれの業者がきちんと積算して入札に参加してほしいのに辞退する。入札価格の計算もしないで、裏で色々相談することになりかねないので、そのあたりの制約がないのはどんなものかなと思います。

◇最終的には入札が適正に運用されているかどうか、税金の使い方としてちゃんとしているかというチェックですが、黒か白かの判定はここではできない。疑いがあるようなことにならないよう予防措置的に目を光らせておく必要がある。そのためにも何も制約がないのはどうなのか。

◇橋梁の改良、改修ですよね。老朽化した橋梁の対応という観点で今後増えてくる工事で、地域で指名するのは確かに地域の業者に工事を発注する観点では大事なのはわかりますが、工事数が増えれば増えるほどこういう辞退が起きかねないので、こういうことが増えないように検討していただきたい。

2点目は、内訳を見ると2者の見積もりはほぼ同じくらいの金額を出してきているが、入札後公表とは乖離しているように感じる。工事内容が、実際に業者は違う工事が必要だとみているのか、どこに何を積算するかは違う物なの

定がありません。これを設けるかどうかも含めて今後検討という回答を先日させていただきましたが、一定の案件によって、工事によって、地区によって、そのような線が引けるのかどうか難しい問題があります。ただ一定のラインを引かないと人が替わったときにどうなるのかもありますので、私どもの方で検討したいと考えています。

◆地区によって、案件によって、工事の種類によって入札の参加者、指名業者数も変わります。業者数が少ない案件が何回か続けばどうするかという基準をできるだけ設けていけるように、これは必要であると思っています。

◆承知しました。

◆制約はありません。指名した業者が落札業者の下請に入ることを妨げておりませんし、望ましいことでないかもしれませんが、あり得ることだと思います。変な疑念を招きかねないと我々も思います。ただ、あくまでも元請と下請の関係になります。

◆制約を設けるのかどうかも含めて、他都市の例はわかりませんが、入札監視委員会でご指摘をいただくことがありますので、市として踏み込んで制約できるのか。落札業者の下請に入ることを制限できるかどうか、今まで検討したことがありませんでしたので、一から参考になる例を調べていきたいと考えています。

◆一から検討していきたいと思います。次回検討結果はお知らせできると思います。

◆昨年開催時のご指摘と重なる部分がありますが、市が積算した内訳明細書と業者が見積もった内訳明細書の項目ごとの金額に差がありますが、業者の見積もり能力や我々の指導ができていないことでもあります。

例えばこの内訳明細書の項目で、沓座拡幅工の部分が、市の見積もりは37万円ですが、業者は80万円と見積もっています。工事項目の沓座拡幅工として見積もるのか、どこの項目に入れるのかという解釈の違いもあるかもわかりません。担当課

<p>か。実際橋の工事にかかわってくる内容なので気になります。改良工事として必要としているものは何と伝えていると思いますが、予定価格と2者の明細に乖離、ずれがあるのはいかがか。</p> <p>◇積算システムでしているのは理解しているが、結局業者が理解できていないのは、行政側の指導が行き届いていないことにつながりかねない。時間はないと思いますが、説明会とか何か周知徹底できるような手立てをしないと、毎回聞いてしまいそうです。</p>	<p>で労務単価、数量等を積算して適切に見積もったものと業者が提出してきたものとの解釈が違うのは、過去からご指摘をいただいています。</p> <p>断面修復工に関しても、道路建設課が見積もった金額とかなり乖離がありますが、金額に関しては徳島県の積算基準に則って積算しております。違うのは現場管理費、一般管理費の見込み方が業者によってその部分を削ったりしています。</p> <p>あくまでも推測ですが、内訳を積み上げるのではなく、総額からの割り戻すような従来からの仕方があることは否めません。今後は適切な見積もりが業者にできるような方法、添付資料をさらに与える等今後検討したいと考えています。</p> <p>◆徳島県は見積もり参考資料を付けたりしているの で、市としても考えられますが、担当課の方とも協議しないといけませんので、今後庁内の検討する 場で検討していきたいと考えています。</p>
<p>審議4 <指名競争入札> 城東小学校ブロック塀等安全対策工事 <p style="text-align: right;">(教育委員会総務課)</p></p>	
<p>◇149万円という丸い数字が気になります。トータルから明細に分けるのではなく、それぞれの工事費用の見積もり額を積み上げて最後に工事価格税抜きということですが、個別には4円とか8円とかあるが、トータルすると丸い数字になるのはどういう出し方をしていますか。</p> <p>◇直接工事費計より下の費用の端数の部分は、調整のための意味ですか。</p> <p>◇きちんと原価計算せず、総額を出しておいて、市側に出す資料を作ったのが現実ではないですか。それは本当は駄目で、きちんと積み上げ計算してくださいと念押しが必要で、今まで指導してこなかったのではないですか。こういう雑な入札になって、格好だけの入札になっている。霞が関、国土交通省の入札だったら、ここまで雑ではないと思います。もう少し徳島市が業者に指導して、積み上げ計算させる努力を積み重ねていかなければならない。あまりにどんぶり勘定で適当なのが丸わかりです。</p> <p>◇業者の本音を聞いて、実態把握をして、その上で指導していくプロセスが必要になると思います。</p>	<p>◆直接工事費につきましては、端数になりますが、諸経費のところで丸めるので、最終の工事価格は丸められた数値になります。</p> <p>◆経費率の範囲で、最終万円単位まで丸める端数処理をしています。</p> <p>◆現状把握しておりませんが、そのようなことがあるのではないかと感じています。</p> <p>◆もったもだと思います。</p>
<p>審議5 <随意契約> 東部環境事業所し尿処理施設補修工事 <p style="text-align: right;">(東部施設課)</p></p>	

<p>◇一般競争入札をして、参加業者が1者だったため、随意契約しているが、一般競争入札が成り立たなかった経緯は。</p>	<p>◆この案件は毎年実施している補修工事ですが、これまで一般競争入札を実施しても常に1者しかなく、ただ参加可能な業者数は10者以上います。1者入札を有効とすると、この1者は予定価格の100%で入札してきますので、市としては1者のみの入札は中止する旨を公告文に入れてあります。市の随意契約のルールで、過去5年間の同種工事の平均落札率で契約を結ぶことにしています。その業者しかできないのであれば、いきなり随意契約はできますが、たまたま入札に参加してこないということで、中止を挟んで随意契約したという経緯です。</p>
<p>◇これが続くようだと問題になる。10数社参加可能ならば、なぜ参加しないのかを押さえたうえで、随意契約するべきで、競争性が働いていない怖さがあります。</p>	<p>◆今の方法は形骸化しており、我々も問題意識は持っています。その業者しかできない技術があるとか、特許があるとか、工業的知的財産権があるとかの理由ならば、当初から随意契約しますが、プラントの補修工事ですので、どこでも参加可能であっても、製造した業者、メンテナンスしている業者しか参加してこない案件になっています。メンテナンス維持補修の業務委託とあまり変わらない形になっていますが、あくまで工事で案件を出しています。違う形に変えるのは難しい。他者が損を承知でプラントごと変える可能性もなくはないが、考えにくいので今後も恐らく1者というのが続くかと思えます。いきなり随意契約を結ぶ方法が1つありますが、非常に難しいと思えますので、一旦入札を挟んで随意契約にしているのが現状です。</p>
<p>◇施設の特性上そうならざるをえないのは理解しますが、客観的にみたときに、ずっとあの業者が落としていると言われる。他にもできそうな業者があれば、参加するしないを押さえた上で、この業者でできない理由が本当にあるのかどうか確認しておくべきです。</p>	<p>◆入札を実施しているということは、門戸を開いています。業者側にどうしても制約がある案件で、今後、施設の維持補修の動向もありますので、協議しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>◇どれくらいのエリアに門戸を開いているのですか。</p>	<p>◆これは県外の業者も含めています。ハードルは下げっていますが、先にプラント自体を設計した業者にアドバンテージがあると思えます。過去には何者か参加がありましたが、年々減少し、もう1者という形で定着しています。施設自体を止めることはできませんし、特殊性や困難性があります。</p>
<p>◇価格の決定方法が、過去5年の平均落札率と聞きました。毎年全く同じ工事で、全く同じ価格ですか。</p>	<p>◆これは清掃工事という工種になり、ごみ焼却施設の工事にもこれに含まれますので、過去5年の平均落札率は年々多少変わります。平均落札率以下で契約しますので、若干変動します。</p>

<p>審議6 <指名競争入札> 徳島市道道路附属物点検業務 (道路維持課)</p>	
<p>◇見事に似たような入札をしています。内訳はバラバラです。全体の金額を業者が集まって決めて、内訳は自分で適当に入れていると邪推してしまう、違うかもしれません。何とか防ぐため知恵を絞らないのかなと思います。</p> <p>◇総額は似通っているが、内訳自体は決して同じ数字ではないのがわざとらしい。何をどこに積算するのが業者によって違うのが、変な邪推を与えかねない。</p> <p>◇点検対象位置図を見てもよくわからない。</p> <p>◇この広さで、60日でできるのか。</p>	<p>◆工事と違いまして業務になりますので、人件費を削るとかしない限りは計算上似通ってくるのは仕方ないのかなと認識しています。</p> <p>◆コンサルタント業者は、500万円を一定の基準として、500万円以上は規模の大きな業者、500万円未満は規模の小さな業者に分けています。今回は規模の大きな業者になりますが、入札は総額で決まりますので、内訳明細書の認識が甘いかもしれません。</p> <p>平成27年4月に内訳明細書が義務付けられて、内容によってはミスすると失格になることもありますが、数字の中身が無茶苦茶でも失格になることはありませんでした。内訳明細書のあり方、取り扱いについて検討したいと考えております。</p> <p>◆申し訳ございません。原本は赤色で縁取りをしていますが、資料が白黒なので印刷の不備です。</p> <p>◆エリア全域にたくさん点在していますが、計画的に老朽化しているものから選定して点検していく業務です。</p>
<p>審議7 <指名競争入札> 中央公民館外解体工事設計業務 (社会教育課・公共建築課)</p>	
<p>◇失格の業者が2者います。クオリティの確保がいる工事ですか。</p> <p>◇これから10年、20年使う建物を作っていくのならクオリティを求めるのはわかるが、壊すだけなら安ければいいとならないですか。</p> <p>◇解体設計業務の内容は。</p>	<p>◆これは設計業務ではありますが、予定価格と平均入札価格と0.82の数字を計算して最低制限価格を定めています。人件費を削ったり、適正な成果物が得られなかったりするのを防ぐため、一定の基準を設けています。</p> <p>◆この解体工事は、JRの隣で、県の工事もあり、気を遣う工事です。その設計業務ですので、簡単に壊せばいいというものではないと考えられます。</p> <p>◆大きなものが2つありまして、一つは建設当時の設計図を基に、コンクリートとか鉄筋とか内装材とかの廃棄物の数量の算定、それを拾う積算業務であり、もう一つは隣にJRが通っていますので、</p>

<p>◇それを聞くと大きなリスクではない。この土地で何十年と頑張ってきた業者さんなので変なことはしない、と思いますが。</p>	<p>物が飛んで行ったりしないように仮設するとか、工事の進め方とか、JRとの協議や、徳島県との協議など、打ち合わせに要する日時などを含めています。</p> <p>◆工事に関する業務委託の最低制限価格は最近設けられましたが、工事以外の業務委託は通常設けられておりません。今回の設計業務委託に関して、設計担当が説明しましたように、業務を積み重ねていってこの予定価格になっていますので、それで最低制限価格を取っ払うと必要な業務の履行が見込めないリスクが高くなると判断しています。安ければいいかもしれませんが、一定の基準を下回った金額では必要な履行が見込めないと今は判断しています。</p>
---	---

審議8 <一般競争入札> かちどき橋2丁目下水管渠改築工事

(上下水道局)

<p>◇市長部局の案件では入札結果表、内訳明細書の設計金額が入ったものが資料としてありましたが、今回添付されていませんでした。</p> <p>◇施工体系図を見ると下請けの業者に大部分を請負わせていると思われます。下請けの業者に発注することはできなかったのですか。</p> <p>◇元請けはどのような仕事をしていたのでしょうか。</p> <p>◇施工監理を受注業者が行って、それ以外を下請け業者が行っているということですか。</p> <p>◇今回受注した者は契約の権利を持っているということですが、実際には施行せず、利益だけを持っていくことに</p>	<p>◆後日、提供させていただきます。 (令和4年9月27日各委員に追加提出。資料に対する意見はありませんでした。)</p> <p>◆下請け業者は徳島市の登録業者名簿に登録がないため、受注することはできません。</p> <p>◆施工計画の作成・工程管理の現場の品質管理、安全管理、施行者の技術的指導、発注者との協議を行いました。この工事は管更生の工事ということで特殊性があり、工法協会に所属しているということが入札の参加条件となっています。その会員の中でも工事を受注できる権利と施工権利とは別であり、今回の受注業者は契約できる権利のみ保有しています。</p> <p>◆直接の作業は下請け、再下請けの業者が行っております。</p> <p>◆入札の参加の目的に合致すれば参加することは可能です。徳島県には施工能力のある業者は数少な</p>
--	---

<p>なりますよね。</p> <p>◇競争入札を行うことについて、そういった現状があるのはおかしい気がします。市内の業者に限定するという発注方法自体、破綻しているのではないかと感じてしまいます。市内発注を見直すのか市内業者とJVを組むとか検討された方がいいのではないのでしょうか。このままでは市内業者が利用されているだけなのではないかとの疑念が生じます。</p> <p>◇このままの状況では、技術の継承ができないような気がします。このことを考慮した入札制度を考えてはいかがでしょうか。また、このままでは形骸化していくのでは。分離発注すれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>◇これまでの入札において、下請け、再下請けの問題はあまり重要視されてこなかったのもっと目を向けるべきではないか。下請けや再下請けのしくみの全体像がわかる資料があれば提供してください。</p>	<p>く、直接の作業は下請けに出さざるを得ないというのが実情です。これは管更生工事の全国的な状況となっております。</p> <p>◆市内の業者に発注する原則があります。本来はJVのように出資比率の多い業者から、ノウハウを蓄積することが本来あるべき姿ではありますが、JVは大規模な公共工事に限られてしまうため、逆にはなりますが、技術力がある業者が下請けに入ることでノウハウの蓄積ができるものと考えております。</p> <p>◆緊急性を要する管きよの修繕が必要となった際に、県外の企業が早々に対応してもらえないため、市内企業を育成していく必要がありますが、ノウハウを持っているのが県外の中小の企業となります。市内優先発注の原則が全国的なものですので、県外の中小の企業が受注の見込みがない自治体に対して、申請にも費用が必要であるため、業者登録を避けている現状があります。従いまして、現状では直接発注することが困難です。</p> <p>◆資料が存在するか確認し、後日回答します。 (令和4年9月27日各委員に回答) 当局で作成した資料はありません。国、都道府県レベルでは策定しているケースもありますが、市町村では把握しておりません。当局のような小規模の団体においては、策定する余力がないというのが現状です。</p>
--	---

審議9 <指名競争入札> 秋田町3丁目ほかマンホール蓋改築工事 (上下水道局)

<p>◇8社指名し、辞退が6者の理由は。</p> <p>◇今後はヒアリングをかけておいた方がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>◆推測ではありますが、時期的なもので、技術者が不足していたのではないかと考えられます。</p> <p>◆検討します。</p>
--	---

◇マンホール蓋を交換する費用はこんなに高いのでしょうか。	◆一か所あたり30万から40万程度必要です。これには、ガードマンの費用、舗装、撤去に係る廃棄費用等が含まれています。
◇マンホール自体も業者が発注するのでしょうか。	◆マンホール蓋の性能仕様を決めており、その仕様に基づき業者が材料を購入します。
◇マンホールの材料費はどこに含まれているのでしょうか。	◆マンホール工の中に含まれています。
◇どこからマンホールを仕入れるか決まっているのでしょうか。	◆性能仕様は決まっていますが、仕入れ先は決めておりません。仕入れ先は複数あるようです。
◇具体的に単価は一式となっていますが基準はありますか。	◆建設物価積算資料、徳島県の土木積算工事基準に基づき行っています。
◇数量が決まっていたら各社同じになるのでしょうか。	◆積算ソフトを使えば同じになると思います。

審議 10 < 随意契約 > 内町ポンプ場耐震・耐津波詳細設計業務

(上下水道局)

◇予定価格と入札額を計算したら7割の金額程度の金額でしたが、最低制限価格には該当しないのでしょうか。	◆落札率は77.5%です。計算式は入札時の金額です。随意契約に最低制限価格の適用はありません。
◇積算基準はどのタイミングで変更していますか。	◆標準単価が一年更新のものもありますが改定があればその都度行っています。最近の改定時期は短くなってきています。
◇2回入札が不調となっています。資料には金額と技術者要件が厳しいためと書かれていますが、その具体的な理由を教えてください。	◆一回目の要件のところで構造設計一級建築士という条件を加えていましたが、そもそも保有している者はわずかしかないため不調となりました。そのため、もう一度入札をかけたところ、今回契約した業者のみ応札がありました。しかし、提出書類において実績が確認できませんでしたので不調となりました。検討した結果、2回入札を行い、不調であったことから、①入札を行っても不調になる可能性が高いこと、また、②入札額も非常に安価であったことから、地方公営企業法第21条の14第1項第8号の規程により、「競争入札に付

<p>◇技術者要件が厳しいのはわかるのですが、金額の見直しをしていない理由を教えてください。</p> <p>◇耐震・耐津波の詳細設計業務ということで、特に徳島は南海トラフ地震対策として、技術者要件を厳しくすることには理解できますが、最初の条件はハードルが高すぎたのではないのでしょうか。最初から技術者要件を2回目ものにしておけば、合理化できたのではないのでしょうか。</p> <p>◇金額面の条件が合わなかったとのヒアリングがあったにもかかわらず、今回の入札は安すぎる気がするのですが。</p>	<p>し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に随意契約可能とされていますので、契約を行いました。</p> <p>◆担当者が異動しているため、詳細については後日回答させていただきます。 (令和4年9月27日各委員に回答) 構造設計一級建築士の要件を外すことで、人件費が減少しています。そのため、予定価格を見直さなくても、応札者はいると判断したとのことでした。</p> <p>◆業務の対象となったポンプ場は大雨のときに動かさないと市街地が浸水する箇所にあります。そのため、耐震耐津波に関しては力を入れています。そのために、元々求めていたものが高くなってしまったのかもしれない。</p> <p>◆確かにおっしゃる通りで、安価に落札しすぎているのはという疑問はありますが、やはり、構造設計一級建築士の要件が厳しかったのではないかと思います。 (令和4年9月27日各委員に追加回答) コンサルタントの入札においては、入札金額が5%から100%までの開きがあることが珍しくありません。その理由として、建設工事と異なり、費用の大部分を人件費が占めることが挙げられます。したがって、業者間で金額の開きがあることもありえると思います。</p>
<p>指名停止の運用状況について</p>	
<p>◇前の2つは営業停止処分とか行政処分を受けているのわかるが、後の2つは逮捕された段階で指名停止している。起訴されなかった場合とか有罪にならなかった場合はどうなるのですか。</p>	<p>◆基本的に指名停止は、行政処分ではなく、逮捕、起訴等を受けた業者とは一定期間、入札に参加させませんという自主的な宣言の意味合いがあります。要綱では、法令等違反の容疑により逮捕、書類送検又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合ということになっていますので、あくまで有罪無罪はその後の話で、開始時点で指名停止を行うことになってい</p>

<p>◇処分性がないから、この業者が無罪なのに入札に参加できない不利益を被ったとしても、別に事実上の話ということですか。</p> <p>◇富山県警の資料があったらほしいです。なかったらいいです。今日の資料で、これ談合ではというくらいきれいに値段が揃っているのがいっぱいありました。私は尻尾をつかめるだけの力はありませんが、世間ではどうやって見つかるのかを勉強して、次回の入札監視委員会に備えたい。何で見つかったのか、それを踏まえて入札する実施主体として、気をつけなければならないことを教訓として内部でまとめられていると思います。それを開示できないなら結構です。もし監視員という立場で開示してもいいという資料を作っているのなら、より有効な審議に活用できたらという趣旨です。</p> <p>◇大体通報じゃないですか。</p> <p>◇役所としたら、おそらく新人研修とか、特にこのような部署に配属されるとかなりしていると思います。業者が接触してくる危険性みたいな何かマニュアルとかがあればお見せいただきたい。</p> <p>◇工事は完成品が重要で、市の検査担当がありますよね。検査でやり直しさせることはありますか。</p> <p>◇検査は重要だと思います。昔、業者の手抜きがありました。</p>	<p>ます。その後例えば容疑がなかったとかの場合でしたら、遡って取り消すことは考えられますが、開始時点で逮捕、書類送検、公訴の段階で指名停止になって、その後の結果については聞いていません。</p> <p>◆指名停止する場合は、上級官庁、県とか国とかの状況を見ながらしております。県は要綱に基づいて判断しているケースが多いと感じます。</p> <p>◆談合に関して、市には資料はありません。警察は警察の捜査をしていると思います。</p> <p>◆おそらく内部告発や業者からの通報がきっかけとして多いと思います。</p> <p>◆官製談合を取り締まる公正取引委員会の職員向けのはございますので、一般的なものでしたら、次の時に提示できるようなものを探させていただきます。</p> <p>◆基本的に監督員が常に見ながら、指摘しながら、協議しながら工事監理をしていきますので、検査の時点では、改めて漏れが発見できることはあまりないように思います。ただ出来栄が悪く点が低くなることはありますが、市として受け入れられない瑕疵があるようなことはないと思います。きちんとした品質のものを市側が受け取り、受注者に対価を払うということになりますので、工事検査は非常に重要な役割です。</p> <p>◆そのあたりの監理が行き届いてないと問題が出てきます。受け取れるものかどうかを検査するというのは非常に大切と認識しており、担当部局にも伝えておきます。</p>
<p>その他意見</p>	

<p>◇今日の説明で大体的ことがわかりましたし、これから色々していこうという意見も聞きました。</p> <p>◇今日資料を鞆で持ってきましたが、外に漏れたら大変な資料です。これを持ち歩くのは非常に怖い。以前の組織では情報セキュリティ管理規程があって、こういう機密資料は必ず2人で、1人で運ぶことは許さない。情報セキュリティの管理について、もう少し神経質になってもいいのではないか。</p>	<p>◆書面での回答と本日の審議した案件の回答はかなり重複する部分がありますので、問題意識は持っておりましたが、さらに検討させていただいて、次の会議の時には何らかの回答の結果をお答えできるように考えております。</p> <p>◆事前にお渡りするようになったのがつい最近で、以前は当日資料を配布していましたが、委員さんからいきなり見てもわかりませんということで、今の方法になっています。資料の案件は全て契約済みの案件で、機密性があるかどうか、紛失の恐れ、重たい資料の持ち運び、紙ベースかデータで閲覧のみか等について、委員長とも相談させていただきながら検討したいと考えています。</p>
--	---

以 上